

火災一斉メールシステムサービス利用契約約款

この「火災一斉メールシステムサービス利用契約約款」（以下「本約款」という）は、有限会社加藤電工（以下「当社」という）が提供する火災一斉メールシステムの利用について定めるものとします。当該サービスのお申込をするお客様（以下「契約者」という）は、本契約に同意したものとみなします。尚、本契約に同意頂けないお客様は、当該サービスの利用はできません。

第1条（本件サービスの内容）

本サービスとは、
契約者の施設内に設置された火災通報装置の一般火災通報を受信し
当社が、設置した設備から
契約者が自ら登録したメールアドレス（携帯電話メールアドレスを含む）に
テキスト形式にて火災発生の旨を記した電子メールを配信する
サービスです。

第2条（本サービスの利用制限）

本サービスは、次の各号に従い利用を制限します

- (1) 契約は、1火災通報装置に対し1契約といたします。
- (2) 1契約のメールアドレス登録件数の最大値は各タイプの仕様に依ります。
- (3) 契約者は、自己の責任において火災通報装置の起動、一斉テストメールの配信や訓練・点検時間等の設定を行って下さい。
- (4) 契約者は、契約者が取得した使用有効期間の使用権を第三者に譲渡できません。

第3条（個人情報の取扱と保護）

1. 本サービスでは、個人情報（氏名、メールアドレス、所属など）の登録は、契約者が行い関係法令に従い使用同意、情報の管理保管を行って下さい。
また、契約者は、入力された個人情報のバックアップを必ず行って下さい。
2. 当社は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者として同法を遵守すると共に、本サービスに入力された個人情報管理について書面にて誓約します。
3. 当社は、システムセキュリティーについて、経済産業省の定める「コンピュータウイルス対策基準」並びに「コンピュータ不正アクセス対策基準」に準拠し運用します。

第4条（入力データ管理）

契約者が、本サービスへ入力し蓄積したデータについて当社は補償いたしません。契約者にて定期的なバックアップを行って下さい。

第5条（パスワード等の管理）

当社は、本サービス利用のため施設ID、パスワード、確認番号を契約者に発行します。発行されたそれらのものは契約者によって十分管理して下さい。

第6条（本サービスの開始日）

契約者からの銀行振込を確認した日より7日後をサービスの開始日とします。

第7条（解約・更新拒絶）

1. 契約者は、取得した使用有効期間満了の前日に、当社が用意した所定の方法により解約の申込みをし本約款を解約することができます。当社は、未使用月数を計算し、契約者に手数料を差し引いて返金します。
2. 当社は、契約者の取得した使用有効期間満了の前日に、契約者に対しサービスの利用中止若しくは更新拒絶を行うことができます。

第8条（運用保守）

当社は、所有する本サービスに使用する設備機器を善良なる管理者の注意をもって維持管理します。

第9条（本サービスの一時停止）

1. 障害時の停止について

自然災害、天災事変その他の事態が発生したとき当社が保有するネットワーク運営に影響を与える電気通信設備の障害および所有する電気通信設備に障害等が生じた時は、契約者に予告なく本サービスを停止させることができます。

2. メンテナンスに伴う停止について

当社は、契約者に事前に通知し関連設備の保守または工事を行うことができます。

3. その他の停止について

サーバーへの外部侵入者による不正アクセス障害、本サービス契約者による過度のアクセス集中等が発生した時は、契約者に予告なく本サービスを停止させることができます。

第10条（契約者の基本事項の変更連絡）

契約者は、住所、施設名称、火災通報装置収容回線番号などの基本事項に変更があった場合、速やかに当社に連絡しなければなりません。

第11条（サービス料金）

契約者には、次の各号に掲げる料金を当社にお支払いいただきます。

- (1) 初期登録料 8,300円（税別）
 - (2) 月額使用料は、各タイプの料金表に依る
- 解約時、初期登録料はお返ししません。

第12条（サービス料金の変更）

当社は、社会情勢の変動や税率変更に伴い料金を変更することがあります。

第13条（料金の支払い）

料金は、初回のみ6ヶ月間で計算し、次回より12ヶ月で計算します。

当社指定の銀行口座に振込みいただきます。

また、使用開始月は、契約者から当社への振込み日から10日後の翌月を使用開始月

といたします。解約月は、当社が解約申込書を受け取ってサービスを停止した月を解約月といたします。

第 14 条 (免責)

1. 本件サービスの利用に関連し契約者が何らかの損害を受けた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとし、契約者に対し何らの賠償又は補償をしません。但し、当該損害が当社による本約款違反と相当の因果関係を有する通常事情による通常損害で、且つ、直接損害である場合は、この限りではありません。
2. 契約者は、本件サービスの利用に関し自己と第三者（申請者を含む）の間に生じるクレーム、紛争又は紛争のおそれの一切（以下総称して「第三者紛争」という）について、その性質にかかわらず、これらを自己の責任と費用をもって解決するものとします。又、当社が何らかの理由により第三者紛争の対応を余儀なくされた場合、契約者は、当該対応により当社に生じた費用の全部について、これを補償するものとします。

第 15 条 (有効期間)

1. 本約款は、契約者の本件サービスの申込書に記載の「お申込日」に発効し、契約者が取得した使用有効期間満了の日まで有効とします。
2. 前項の規定により、本約款が終了した場合であっても第 13 条は有効に存続するものとします。

第 16 条 (本約款の変更)

当社は、いつでも本約款の内容を改定することができます。

第 17 条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

第 18 条 (協議事項)

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項につき疑義が生じた場合は、協議の上解決することとします。

第 19 条 (特約店代理業務)

当社は、地域特約代理店を指名し、本契約の加入手続き、集金業務を委託する場合があります。

附則 本約款は、2010 年 1 月 8 日より施行するものとします。

2010 年 2 月 1 日 改定

2010 年 3 月 1 日 改定

2012 年 7 月 1 日 改定

2013 年 4 月 18 日 改定 (第 19 条 特約店代理業務を追加)

2015 年 11 月 1 日 改定 (第 2 条 (3) を削除 サービスの利用制限を拡大)